

## 遺産分割調停を申し立てる方へ

### 1 はじめに

被相続人が死亡した場合に、相続人が数人あるときは、その相続財産は共同相続人の共有となり、共同相続人間で、いつでも遺産を分割することができます。

この遺産分割について、共同相続人間で協議がととのわないとき又は協議をすることができないときは、各共同相続人は家庭裁判所に対し、遺産分割の調停又は審判の申立てをすることができます（民法898条、907条1項、2項）。

### 2 調停について

調停とは、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、中立の立場から、当事者双方から事情や意見を聴いて、お互いが納得して問題を解決できるように、助言や合意のあっせんをする手続です。調停委員は、一般市民から選ばれた非常勤の国家公務員です。調停の手続は非公開で、調停委員には、職務上知り得た関係者の秘密を守る義務が課されています。

遺産分割の調停手続では、調停委員会が、遺産として分けるべき財産、その評価額、分割の割合や分割方法などについての共同相続人間の合意を目指して、共同相続人である申立人（ら）や相手方（ら）から事情を聴いたり資料を提出していただいたりするなど必要な調整を行いながら、話し合いを進めていきます。

### 3 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。

管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

### 4 申立てに必要な費用

- 収入印紙 被相続人1人につき、1200円（被相続人ごとに必要です。）
- 郵便切手 当事者の数×（140円切手1枚、84円切手6枚、50円切手2枚、20円切手3枚、10円切手6枚、1円切手2枚）

### 5 申立て時及び調停進行中の提出書類とその取扱い

#### (1) 申立て時の提出書類

- 申立書（被相続人ごとに1通）
- 申立書の写し（相手方の数）

※この写し（コピー）は相手方に送りますので、相手方が読みます。

- 事情説明書（申立人，被相続人ごとに1通）
  - ※相手方から請求があれば，相手方に読まれることがあります。
- 進行に関する連絡票（申立人，被相続人ごとに1通）
  - ※相手方に読まれることはありません。
- 送達場所の届出書
  - ※詳細は，「現住所及び送達場所等の届出について」の説明をご参照ください。
- 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）等（原本を各1通・発行から3か月以内のもの）
  - ① 被相続人の出生から死亡までの継続した除籍謄本・改製原戸籍謄本等全部及び住民除票又は戸籍附票
  - ② 申立人及び相手方全員の
    - ア 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）・（被相続人と同籍時から現在まで継続した戸籍）
    - イ 住民票又は戸籍附票
  - ③ その他必要に応じて
    - ア 被相続人の父母の出生から死亡までの戸籍
    - イ 代襲相続人と被代襲者の続柄を示す戸籍
    - ウ 法定代理人の戸籍謄本，住民票又は戸籍附票，特別代理人選任審判謄本
- 遺産に関する資料
  - ① 遺産に不動産がある場合（原本を各1通・発行から3か月以内のもの）
    - ア 不動産登記事項証明書
    - イ 固定資産税評価額証明書（最新年度のもの）
  - ② その他遺産に関する資料（裁判所用に写し1通）
    - ア 預貯金の通帳・残高証明書・取引履歴の写し
    - イ 有価証券や投資信託に関する取引口座の残高報告書
    - ウ その他遺産の内容や評価額が分かる資料
  - ③ 作成されている場合には次のもの（裁判所用に写し1通）
    - ア 遺言書
    - イ 遺産分割協議書
- (2) 調停進行中の提出書類
 

調停では，上記(1)の資料のほかにも，必要に応じて，自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。
- (3) 上記(2)の提出方法
  - ① 書類を提出する場合には，裁判所用として写しを1通提出するとともに，調停期日には，その書類の原本をお持ちください。
  - ② 書類等の中に，秘とく希望の住所等，相手方に知られたくない情報がある場

合、マスキング（黒塗りなど）をしてください。

- ③ 上記②のマスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。

#### (4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

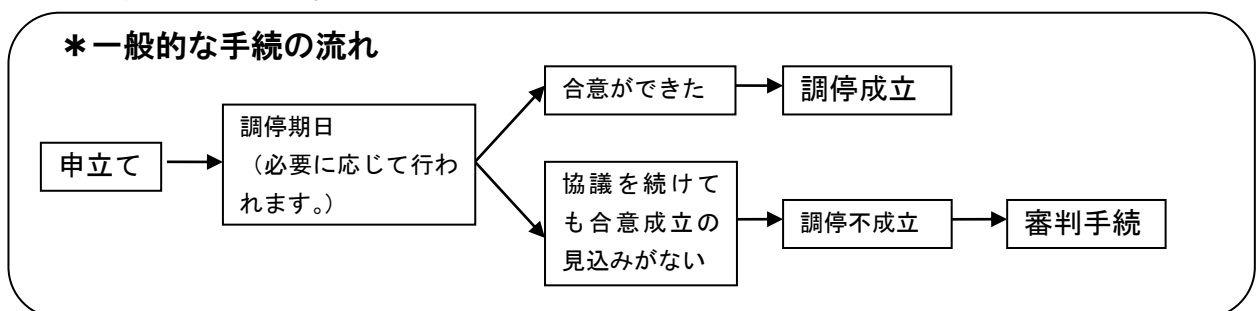
相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合でも、謄写・閲覧が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

## 6 調停の進行について

調停手続の流れは下図のとおりです。調停は、平日に、おおむね2時間程度行われます。調停委員による期日開始時の手続説明や期日終了時の次回に向けた準備事項の説明等は、申立人と相手方が同席した状態で行われることがあります。それ以外は、申立人と相手方から交互に事情を聴きます。上記説明の際に使用しますので、各調停期日には、この書面を必ず持参してください。

調停の結果、合意ができたときは、「調停成立」となり、調停調書を作成して手続は終了します。調停調書の記載には、裁判の判決と同じ効力があります。他方で、何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。その場合、申立人が申立てを取り下げない限り、自動的に審判手続に移ります。



### ※注意事項

- 最高裁判所ホームページでは、家事調停制度に関する動画を配信しています。トップページより「動画配信」をクリックして、内容を選択してください。
- 調停手続を通じて、他方当事者に書類、物品等を手渡してほしい等の要望を受けることがあります。家庭裁判所では、このような書類、物品等の授受の仲介は

行っていません（事件関係の主張書面及び裏付資料は別です）。

○家事事件手続（調停，審判等）においては，録音・録画・撮影は禁止されています。

○第1回期日には，次のものを持参してください。

- ・運転免許証，健康保険証など，身分を確認できるもの
- ・今回裁判所から届いた封筒に入っていた一式の書類